



## 第2章 生涯学習を取り巻く環境

1. 生涯学習を取り巻く社会状況
2. 国・埼玉県の動向
3. 蕨市における現状と課題
4. 生涯学習・生涯スポーツに関する  
市民意識調査 結果



# 1. 生涯学習を取り巻く社会状況



## 生涯学習を取り巻く社会状況って、どんな感じなの？

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

戦後増加を続けてきた我が国の人口は、平成 20 年頃をピークに減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 22 年の国勢調査で約 1 億 2,805 万 7 千人であった総人口は、30 年後の平成 52 年には 2 千万人以上減少し、さらに平成 60 年には 1 億人を下回ることが予測されています（平成 24 年 1 月集計。出生中位・死亡中位）。

また、少子高齢化の傾向は今後も続き、平成 22 年には総人口に対し 0～14 歳人口が 13.1%、65 歳以上人口が 23.0%であったものが、平成 52 年にはそれぞれ 10.0%、36.1%になると推計されています。この傾向は蕨市でも同様で、0～14 歳人口は平成 22 年の 11.1%から平成 52 年には 8.3%に減少し、65 歳以上人口は 20.6%から 34.5%に増加すると予想されています。

人口減少と少子高齢化の進行による人口構造の変化は、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や労働力の低下、高齢者人口の増加による社会保障費の増大等を招くことが予想され、人々の間では将来への不安が広がっています。このような中で、健康で豊かな生活を送るための生きがいづくりや地域社会での活躍の場づくりが求められています。

### (2) グローバル化や高度情報化の進展

近年のグローバル化や高度情報化の進展に伴い、人・モノの流動化・多様化が進み、経済競争の激化や雇用形態の変容等、我が国の経済・雇用環境に激しい変化をもたらしています。また、先に述べた人口減少・少子高齢化の進行と相乗し、先行き不透明な厳しい状況となっています。

こうした状況を乗り越え、持続可能な社会を構築するためには、子どもは「生きる力」を、成人は「総合的な力」を身につける必要があります。これらの力は、人生のある一時期やある場所のみで身につけられるものではなく、生涯にわたって多様な場でさまざまな学習や経験を積む中で得られるものとされており、人々のライフステージや置かれた状況に応じて、学習の機会が得られることが求められています。

※国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

※高位・中位・低位

統計的手法により推計を行う際のパラメーターは条件によりいくつか設定できる。そのうち、最も高い値を高位、最も低い値を低位、中間の値を中位と呼ぶ。

※グローバル化

政治・経済・文化などが国や地域などの境界を越えて地球規模で拡大すること。

※「生きる力」「総合的な力」

平成 20 年の中央教育審議会答申では「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」において、「国民が今後の社会の変化を生き抜いていくための力」として「子どもについては“生きる力”を、また、成人についても、狭義の知識や技能のみならず他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む“総合的な力”をあげている。



### (3) 見直されつつある地域コミュニティ

戦後の経済成長期から引き続く都市部への人口集中や地方の過疎化、家族形態の変容、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会や学校・職場等における人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力・人々の規範意識の低下が懸念されているといわれています。

このような中、社会の基礎的な単位である家庭のあり方や、地域を軸とした人とのつながり、支えあいを考え直そうという動きが生まれてきています。近年では、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする大規模自然災害を契機に、人々が共に助けあい、積極的に社会や地域づくりに参画していこうとする機運が高まっています。

蕨市では、昭和49年「蕨市コミュニティ推進条例」を制定、行政区域ごとにコミュニティ・センターを設置し、他市町村に先駆けてコミュニティ活動を行ってきました。また、平成22年には「わらび地域力発揮プラン」を策定、さらに平成25年には「蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称：みんなで創るわらび推進条例）」を施行して、市民参画・協働のまちづくりを進めています。こうした動きを一時的なものにとせず継続していくためには、ますます人々の地域への社会参画が重要だといえます。

#### ※東日本大震災

平成23(2011年)3月11日(金)午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震とそれにもなう津波、その後の余震により引き起こされた災害。3.11と略称することもある。本震の震源位置：三陸沖、マグニチュード：9.0、最大震度：7(宮城県栗原市)

#### ※わらび地域力発揮プラン

市民と行政の協働により、持続可能な都市経営に取り組んでいくための行動指針(経営戦略)であり、第5次蕨市行政改革大綱として位置づけられている。平成22年8月策定、計画期間は平成22～26年度。

#### ※蕨市市民参画と協働を推進する条例

蕨市における市民参画と協働についての基本的な考え方や仕組みを定め、市民参画と協働を推進することにより、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的に制定。平成25年4月1日施行。

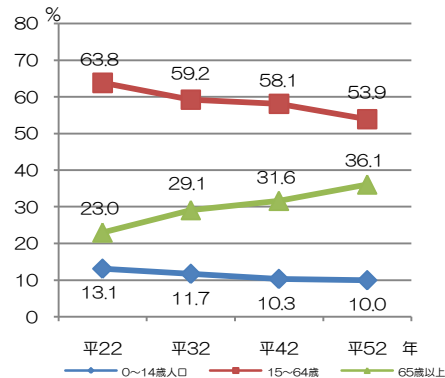


### 【資料】年齢3区分別 人口及び年齢構造係数

～国立社会保障・人口問題研究所 平成24年1月集計(出生中位・死亡中位)～

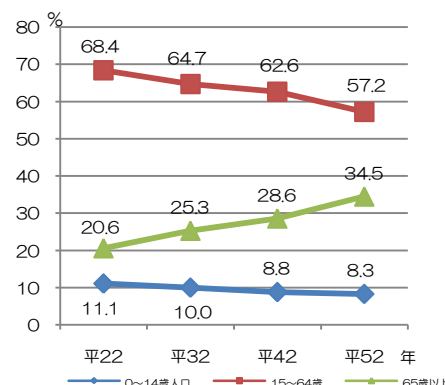
#### 全国

年/人	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成22	128,057千人	16,839千人 13.1%	81,735千人 63.8%	29,484千人 23.0%
平成32	124,100	14,568 11.7	73,408 59.2	36,124 29.1
平成42	116,618	12,039 10.3	67,730 58.1	36,849 31.6
平成52	107,276	10,723 10.0	57,866 53.9	38,678 36.1



#### 蕨市

年/人	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成22	71,502人	7,902人 11.1%	48,883人 68.4%	14,717人 20.6%
平成32	69,372	6,938 10.0	44,872 64.7	17,562 25.3
平成42	63,648	5,601 8.8	39,829 62.6	18,218 28.6
平成52	56,993	4,727 8.3	32,577 57.2	19,689 34.5



※端数処理のため比率の合計が100%にならない場合があります。



## 2. 国・埼玉県の動向



### 国や埼玉県はどんな計画や施策を持ってるの？

#### (1) 我が国の生涯学習振興行政

##### ①「生涯教育」・「生涯学習」の概念の提唱

※中教審＝中央教育審議会

- ユネスコ「成人教育推進国際委員会」（昭和40年）
- 中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年）
- 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年）
- 中教審答申「生涯教育について」（昭和56年）

##### ②生涯学習推進体制の整備

- 中教審答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年）
- 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」施行（平成2年）
- 中教審答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（平成3年）
- 生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（平成4年）
- 中教審生涯学習分科会報告「今後の生涯学習の振興方策について」（平成16年）

##### ③教育基本法の改正（平成18年）・社会教育法の改正（平成20年）

##### ④社会状況の変化とこれからの「生涯学習社会」

- 中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年）
- 中教審生涯学習分科会報告「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（平成25年）

#### ①「生涯教育」・「生涯学習」の概念の提唱

昭和40（1965）年、ユネスコの「成人教育推進国際委員会」において、「生涯教育」の概念が提案されました。教育学者ポール・ラングランはこの中で生涯教育の必要性・重要性を説いており、この概念はその後、国際的にも普及していきました。

我が国では、昭和46年の中央教育審議会答申及び同年の社会教育審議会答申において、生涯教育の観点から教育体系を整備し、あらゆる教育を有機的に統合することが検討課題として提議されました。

その後、昭和56年の中央教育審議会答申では、初めて本格的に「生涯学習」の考え方が取り上げられ、生涯学習とは必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習活動であると提唱されました。また、「生涯教育」は、国民の一人ひとりが生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念であると位置付けています。

この考え方は、その後の答申等においても踏襲されています。

※ポール・ラングラン：Paul Rengrand（仏）  
（1910-2003年）

フランスの教育学者で、後にユネスコの成人教育長を務めた。1965年12月にパリで開催された第3回成人教育推進会議で「生涯教育」について以下のように提唱した。

「教育は児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きている限り続けられるべきものであり、このような方法によって個人及び社会の永続的な要求に応えなければならない」

※社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」要旨  
【昭和46年4月30日】

生涯教育という考え方は、生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。

※「生涯教育」と「生涯学習」

日本において、行政的には「生涯教育」という概念が初めに広がり、その後、臨時教育審議会の議論・答申から「生涯学習」という用語が急速に広がり出した。その背景には、学習者の自主性・自発性を尊重し、学習者の側から発想すべきという議論があった。用語としてもしばらくは、両方が混在していた時期もあったが、昭和63年には「生涯学習」に統一され、「生涯にわたって行う学習」と理解されるようになった。



## ②生涯学習推進体制の整備

昭和59年から62年にかけて設置された臨時教育審議会の4次にわたる答申では、教育改革の基本理念として、これからの学習は学校教育の基盤の上に生涯学習体系へ移行すべきであること、さらにその成果が適正に評価され、社会で生かせるようなシステムの構築が必要であることが提言されました。

これらの答申等を受け、生涯学習を推進する体制の整備が進み始めます。平成2年の中央教育審議会答申では生涯学習の基盤整備について提言が行われ、同年7月には生涯学習に関する初めての法律「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）」が施行されました。

続く平成3年の中央教育審議会答申、及び平成4年の生涯学習審議会答申では、生涯学習の振興のための基盤づくりや機会の充実等だけでなく、生涯にわたる学習の成果が適切に評価される“生涯学習社会”の構築の必要性について指摘がなされました。

平成16年、その間のさまざまな答申を受けて提出された中央教育審議会生涯学習分科会報告では、今後の“生涯学習社会”のあるべき姿が提言されるに至りました。

## ③教育基本法・社会教育法の改正

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。この改正では、「生涯学習の理念（第3条）」「家庭教育（第10条）」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）」が新たに定められました。

また、この教育基本法の改正を受け、平成20年6月には社会教育法が改正され、国や地方公共団体が生涯学習振興に果たす役割について充実が図られました。

## ④社会状況の変化とこれからの「生涯学習社会」

平成20年に中央教育審議会答申において、現在の我が国の状況について整理し、人々の学習活動の促進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習振興策についての提言がまとめられました。

また、平成25年の中央教育審議会生涯学習分科会では、生涯学習社会の構築の中心的役割を担う社会教育行政の今後のあり方についての報告がなされました。ここでは、今後の「生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの」として「個人の自立に向けた学習」「絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり」があげられています。

### ※臨時教育審議会 第3次答申要旨 【昭和62年4月1日】

これからの学習は、学校教育の基盤の上に、各人の能力と自発的な意思により、必要に応じ、自らの責任において手段・方法を選択し、生涯を通じて行われるべきものである。こうした学習を通して創造性や個性が生かせるようにするとともに、いつでもどこでも学べ、その成果が適正に評価され、社会で生かせるようなシステムにする必要がある。

### ※生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

日本で初めての生涯学習に関する法律。生涯学習の振興に資するための推進体制や機会の整備等について規定。平成2年7月1日施行。通称「生涯学習振興法」。

### ※中央教育審議会生涯学習分科会報告「今後の生涯学習の振興方策について」要旨 【平成16年3月29日】

生涯学習社会は、教育・学習に対する個人の需要と社会の要請のバランスを保ち、人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得の調和を図りながら、これまでの優れた知識、技術や知恵を継承して、それを生かした新たな創造により、絶えざる発展をめざす社会である。

### ※教育基本法（抜粋）

- （生涯学習の理念）
- 第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- （家庭教育）
- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
- 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

### ※社会教育法

教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを規定。昭和24年6月10日公布、同日施行。

### ※中央教育審議会生涯学習分科会報告「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知的循環型社会の構築を目指して～」要旨 【平成20年2月19日】

社会教育と学校教育が目標の共有化をした上で、地域全体の教育力の向上のための方策について提言した。（中略）

行政としては、社会の変化等を受けた「社会の要請」に基づいた目標をより明確化した生涯学習の振興方策の展開が必要である。

### ※中央教育審議会生涯学習分科会報告「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」要旨【平成25年1月25日】

- 個人の自立に向けた学習、絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりに対応するための具体的方策
- ①絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
  - ②現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
  - ③社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
  - ④学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
  - ⑤生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備



## (2) 埼玉県生涯学習振興行政

埼玉県では、平成11年に「埼玉県生涯学習振興計画」を策定し、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」をめざし、各種施策を推進してきました。この計画は、さまざまな分野における生涯学習の施策を網羅し、行政の立場から施策の実現を図ろうとするものでした。

その後、数回の見直しを経た計画は、平成25年3月、今後の生涯学習の振興にあたっては、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取り組みを捉え直すとともに県民の生涯学習活動を支援することに力をいれていくこととし、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野を明らかにする「埼玉県生涯学習推進指針」として新たに策定されることとなりました。

### ※埼玉県生涯学習振興計画

「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指し、平成11年に策定。

計画期間は平成11～15年度の5年間。

### ※埼玉県生涯学習推進指針

県がめざす生涯学習社会は「学び合い、共に支える社会」と捉え、その実現に向けては、県民が充実した人生を主体的に切り開き、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え合い、高め合う社会にしていけるよう支援することが必要としている。

そのための指針として、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」の3つを掲げている。

平成25年3月策定、3年を目途に必要なに応じて見直しを図る。

## 3. 蕨市における現状と課題



では、蕨市の生涯学習の過去と現在とは？

### (1) 蕨市における生涯学習推進の経緯

蕨市では、平成2年に社会教育委員会議が教育委員会に「蕨市における生涯学習推進の方向」について建議を、平成4年には「蕨市における生涯学習推進計画」について答申を行いました。

その後、方向性や計画のあり方についての研究・協議、市民意識調査等を経て、平成10年に他市に先駆けて「蕨市生涯学習推進計画“学びあいで人とまちの未来を拓く”」を策定しました。

この計画を基に、市民との協働による先進的な生涯学習に関する施策を展開し、独自性に富んださまざまな事業を実施しています。

蕨市における生涯学習関連の主な経緯は、次のとおりです。

### ※社会教育委員

都道府県及び市町村に置かれ、社会教育に関し教育委員会に助言を行う。社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じた答申、社会教育に関する調査研究等が主な任務である。

蕨市では任期は2年、委員数は15人である。

年	内容
平成 2	社会教育委員会議建議「蕨市における生涯学習推進の方向」について 歴史民俗資料館が開館
3	東中学校において、初めての学校開放講座「パソコン入門」を開設 「蕨市民の生涯学習に関する意識調査」を実施
4	社会教育委員会議答申「蕨市における生涯学習推進計画について」
5	教育委員会事務局に生涯学習推進計画策定研究委員会が発足し、「蕨市における生涯学習推進計画のあり方」について研究・協議を開始 埼玉県立蕨高等学校が学校開放講座「書道入門」を開設 「日本語ボランティア養成講座」を開設（～平成14年度）
6	教育委員会が塚越地区を「生涯学習モデル地区」に指定し、先導的な事業を実施（平成6年7月～平成7年3月）



年	内 容
平成 6	塚越地区で従来の「公民館まつり」を拡充し、「地区生涯学習フェスティバル」として開催（平成7年度からは全地区で開催）
7	第1回「学びあいフェスティバル」を開催（～平成15年度） 生涯学習情報紙「わらびing」を創刊（～平成17年度） 職員の手づくりによる「生涯学習カレンダー」を作成 蕨市学校開放講座運営要綱を整備 通信教育「生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース」に市民を派遣（～平成10年度） 地区生涯学習連絡会を市内6地区（平成25年度からは7地区）に設置、 庁内には生涯学習庁内連絡会を発足 市職員を対象として「生涯学習意識調査」を実施
8	生涯学習カレンダー作成、全戸に配布 私立武南高等学校で「中級パソコン講座」を開設 新しくなった下蕨公民館が開館
9	彩の国生涯学習情報ネットワークシステムを導入
10	蕨市生涯学習推進計画「学びあいであとまちの未来を拓く」を策定 生涯学習ボランティアを対象にボランティア保険の公費加入を開始 「生涯学習まちづくり出前講座」を開設 北町公民館が開館
11	社会教育課が名称変更され、生涯学習課になる 教育委員会のホームページを開設
12	第二中学校に「子ども放送局」を開局 スポーツ・レクリエーションバンクを統合し、「生涯学習人材バンク」を設置 人材バンク登録者による「わがまち人材教室」を実施
13	市内5地区で合宿通学事業を開始 中央公民館にパソコン教室を設置 各公民館、小・中学校、私立武南高等学校、商工会議所、総合社会福祉センター、交流プラザさくら、沖電気を会場にしてIT講座を開催 東公民館が第54回（平成13年度）優良公民館文部科学大臣表彰を受賞
14	子ども公民館運営審議会を発足
15	歴史民俗資料館分館が開館 わらび学びあいカレッジの開設
16	東公民館、南公民館にエレベーターを設置 子どもの居場所づくり事業を開始 「生涯学習市民意識調査」を実施
17	第1回「学びあい交流会」を開催 中央公民館パソコン教室のパソコンを入れ替え
18	第2次蕨市生涯学習推進計画「みんなで作る“学びを 人とまちに 活かす”生涯学習のまち」を策定 公民館ごとに（旭町・下蕨公民館は2館で1つ）設置していた公民館運営審議会を1つに統合、「蕨市公民館運営審議会」となる 市民体育館と市民プールに指定管理者制度を導入
19	わらび学びあいカレッジがNPO法人化 放課後子ども教室を市立全小学校に開設 社会教育委員会議答申「市立公民館、信濃わらび山荘の使用料等」について
21	信濃わらび山荘中期改革プラン（平成21～23年度）策定 社会教育委員会議答申「蕨駅西口市街地再開発事業7番街区公共公益施設に整備工事をすすめている、1階新旭町公民館と3階（仮称）駅前文化ホールの管理・運営」について わらび子ども宣言制定 改訂版「わらび郷土かるた」作成・発行

**※地区生涯学習連絡会**

市内各地区における生涯学習及び生涯スポーツの振興を図るため、各公民館に地区生涯学習連絡会を設置。連絡会は、生涯学習関連施設及び生涯学習活動を行う団体等の行事・事業の総合的な調整、生涯学習活動に関する各種の提言、生涯学習活動の推進、普及を行う。

任期は2年、委員数は各地区40人以内で組織。

**※生涯学習カレンダー**

発行部数や配布方法の見直し等を経て、現在は公立の保育園、小・中学校の全児童・生徒のほか、公共施設・医療機関等で配布。毎年3月に25,000部を発行。蕨市公式ホームページでも閲覧可能。

**※生涯学習まちづくり出前講座**

平成10年度に開始した事業。蕨市内の団体やグループに対し、市職員等が市の取り組み等についての講義や技術指導を行うもので、内容は講座のメニューの中から選ぶことができる。平成26年度は86講座を設定（P.39参照）。

**※合宿通学**

平成13年度に市内5地区で開始した事業で、子どもが親元を離れて異年齢での共同生活を行いながら通学することにより、「生きる力」を育むことを目的とする。大学生等と一緒に宿泊して生活の指導を行い、地域のボランティアが食事づくりや洗濯等のサポート、安全見守りを行う。

**※優良公民館表彰**

文部科学省では、公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを「優良公民館」として文部科学大臣が表彰している。

**※公民館運営審議会**

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議を行う。

蕨市では任期は2年、委員数は15人である。

**※放課後子ども教室**

平成19年度に市内全7小学校区で開始した事業で、安全・安心な子どもの居場所づくりを目的とする。長期休業中を除く毎週月曜日の放課後に小学校の一時的余剰教室等を利用し、地域の大人の協力を得て学習、遊び体験活動等を行う（P.47参照）。



年	内 容
平成22	旭町公民館移転、文化ホールくるる開館 両施設の管理・運営に指定管理者制度を導入（市内公民館では初）
23	改訂第2次蕨市生涯学習推進計画を策定 中央公民館パソコン教室のパソコンを入れ替え（地域活性化交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」） 下蕨公民館が第64回（平成23年度）優良公民館文部科学大臣表彰を受賞 蕨市アウトメディア推進宣言制定
24	信濃わらび山荘事業推進計画（平成24～26年度）策定 文化ホールくるる等文化芸術振興事業に対する助成制度を開始 第1回「生涯学習活動推進事業」を開催（隔年開催） 「生涯学習人材バンク」を「わらび市民活動人材ネット・つながるバンク」に統合 蕨市子ども読書活動推進計画を策定 西公民館が第65回（平成24年度）優良公民館文部科学大臣表彰を受賞 蕨市放課後子ども教室が平成24年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞
25	生涯学習課と保健体育課体育係が合併し、生涯学習スポーツ課になる 図書館が子ども読書活動推進文部科学大臣表彰を受賞 わらび学校土曜塾開設（東・西・南小学校区） 公民館の耐震化を開始（～平成29年度予定）
26	旭町公民館が第66回（平成25年度）優良公民館文部科学大臣表彰を受賞 わらび学校土曜塾開設（北・中央・中央東・塚越小学校区） 「音楽によるまちづくり懇談会」設置（平成26年度） 「生涯学習・生涯スポーツに関する市民意識調査」を実施
27	公共スポーツ施設予約システム稼働 南公民館が第67回（平成26年度）優良公民館文部科学大臣表彰を受賞

※文化ホールくるる等文化芸術振興事業

市民に質の高い文化及び芸術に触れる機会を提供するため、文化ホールくるる及び蕨市民会館の指定管理者が自ら実施する文化芸術振興事業に係る助成金を交付する。

※生涯学習活動推進事業

平成23年度から隔年で開催している事業で、市民の生涯学習推進と地域間交流を目的とする。

※蕨市子ども読書活動推進計画

子どもにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」という基本理念のもとに、平成24年6月に計画を策定。計画期間は平成24年5月から5年間。

※わらび学校土曜塾

平成25年度に開始した事業で、児童の自主的な学習（宿題・課題等）をサポートし、子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的とする。土曜日に小学校の一部の余裕教室や特別教室を利用し、大学生や元教員等が学習指導を行う（P.47参照）。

※音楽によるまちづくり

音楽を中心とした蕨市の芸術文化の振興と、その推進を図るとともに、音楽により蕨のまちの魅力を発信することで賑わいを創出し、蕨市のイメージアップを図ることを目的とする。平成26年度は事業の方向性を検討するために懇談会を設置。平成27年度に事業開始（P.36参照）。

## （2）蕨市における生涯学習関連活動の現状

### ①社会教育関係団体認定数

社会教育法に基づいて、市の基準等による「社会教育関係団体」の認定数で、ほぼ横ばいとなっています。※各年度4月1日現在の認定団体数

年 度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
団 体 数	446 団体	451 団体	454 団体	450 団体	467 団体

### ②生涯学習まちづくり出前講座

平成23年度から利用者数が急増していますが、防災意識の高まりにより、町会や事業所における防災関係及び救命救急関係の講座の利用が増えたことによるものです。

※P.39参照

年 度	講 座 数	利用回数	利用人数
平成21	92 講座	83 回	4,006 人
平成22	86	126	4,696
平成23	81	116	7,654
平成24	82	137	7,893
平成25	82	132	9,925

### ③放課後子ども教室

参加登録児童数、登録スタッフ数は増加傾向を示しています。平成19年度の事業開始から徐々に地域に根付いてきていることがうかがえます。

※参加児童登録割合＝参加登録児童数÷全校児童数

※P.47参照

年 度	参加登録児童数	参加児童登録割合	登録スタッフ数
平成21	623人	19.9%	70人
平成22	601	19.5	74
平成23	630	21.0	115
平成24	683	23.1	187
平成25	788	27.2	223





## ④公民館事業数・参加者数

市民のニーズを反映し、事業数は増加傾向にあり、それに伴い延べ参加者数もほぼ増加を示しています。

年 度	事業数	延べ参加者数
平成 21	214 事業	39,912 人
平成 22	193	41,130
平成 23	268	47,485
平成 24	289	66,983
平成 25	282	46,557

## ⑤公民館・文化ホールくるる・市民会館利用状況

公民館はほぼ横ばいですが、文化ホールくるる及び市民会館は増加傾向にあります。特に、くるるは駅前という好立地のため、開館以降、利用件数・人数は大きく伸びています。

年 度	公民館		文化ホールくるる		市民会館	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成 21	19,691 件	323,053 人	一件	一人	3,447 件	110,914 人
平成 22	19,369	278,267	336	13,512	3,573	110,809
平成 23	19,901	294,521	1,169	30,630	3,534	137,994
平成 24	19,873	291,487	1,568	35,396	3,673	123,316
平成 25	19,699	294,237	1,701	43,541	4,134	129,691

※「文化ホールくるる」は平成 22 年 10 月 1 日開館

## ⑥スポーツ施設利用状況（利用人数・件数）

各施設とも多少の増減はありますが、市民のニーズを反映し、概ね増加傾向を示しています。

※P.62 参照

年 度	市民体育館	市民プール	運動公園（野球場）	富士見テニスコート
平成 21	119,921 人	14,444 人	1,806 時間	9,007 時間
平成 22	121,748	18,515	1,635	5,023
平成 23	128,856	12,994	1,827	11,443
平成 24	136,068	17,074	2,035	12,160
平成 25	136,343	17,547	2,338	11,591

## ⑦図書館蔵書数・貸出数

市民の多様化するニーズに対応し、蔵書数は増加しています。視聴覚資料貸出数については、減少となっています。

年 度	蔵書数	館外貸出冊数	視聴覚資料貸出数	開館日数
平成 21	179,849 冊	284,407 冊	54,051 点	274 日
平成 22	182,505	282,201	54,493	266
平成 23	185,503	294,785	53,951	277
平成 24	188,868	287,024	52,651	280
平成 25	192,975	284,913	47,165	282

## ⑧歴史民俗資料館利用状況（利用人数）

市民のニーズを反映し、また特別展等の事業の充実により、増加傾向にあります。

年 度	利用人数
平成 21	32,838 人
平成 22	31,788
平成 23	32,698
平成 24	34,276
平成 25	35,167

## ⑨信濃わらび山荘利用状況（利用人数）

山荘設備の整備や事業の見直しにより、利用人数は微増しています。

※P.49 参照

年 度	利用人数
平成 21	2,925 人
平成 22	2,447
平成 23	2,456
平成 24	2,509
平成 25	2,512

## ⑩成年式出席者数

該当者は多少の増減はありますが、少子化に伴い、年々減少しています。出席率は毎年ほぼ 60% 前後で推移しています。

年 度	該当者	出席者	出席率
平成 22	724 人	420 人	58.0%
平成 23	672	427	63.5
平成 24	645	390	60.5
平成 25	692	425	61.4
平成 26	669	414	61.9



### (3) 市民意識調査からみた生涯学習・生涯スポーツの現状と課題

蕨市では、「生涯学習・生涯スポーツ」という言葉の概念は多くの市民に定着し（問1）、約6割の人々が何らかの活動を行っています（問2）。平成16年の調査では、「生涯学習」という言葉の認知割合が約60%、活動経験割合が50%程度であり、この10年間で言葉の定着だけでなく、活動への参加も徐々に増加したことがうかがえます。

しかしながら、活動を行わなかった人は、その理由として「時間に余裕がない」「きっかけがつかめない」「希望する講座がない、または情報が得られない」といったものをあげています（問10・20）。これらの理由は16年調査でも同様に上位に位置しています。

生涯学習を取り巻く社会状況を鑑みると、心豊かで健康な生活を送ることは誰もが望むことであり、「健康」「福祉」「スポーツ・レクリエーション」が「関心を持つ学習テーマ」の上位に位置しています（問15）。さらに、「防災・防犯」「芸術・文化」「子育て・家庭教育」といったテーマもこれらに追随し、学習のニーズは非常に広範多岐にわたっていることがうかがえます。反面、「環境問題」「青少年健全育成」「人権問題」といった現代的な課題については関心が低いという結果もでています。

「生涯学習社会」とは、生涯にわたって学習を行うと同時に、その成果を適切に生かすことができる社会です。生涯学習・生涯スポーツ活動を行っている多くの市民は何らかの目的を持っており（問6）、活動を自らの生活に生かしています（問7）。しかし、地域や社会への生かし方については「特にない」が上位にあり（問8）、またボランティア活動をしている人も6%程度（問26）に留まっているのが現状です。

生涯学習・生涯スポーツを行った方法（問3）、今後行いたい形式（問12）は、ともに「蕨市主催の講座等」や「公共施設を会場に活動しているクラブ等」が上位にあります。蕨市には狭い市域ながら多くの生涯学習関連施設（公民館、図書館等）があり、身近なものとなっています。併せて、市民は「公共施設の設備の充実」や「講座の充実」に力を入れることを望んでおり（問13）、また具体的な要望（問16～23）も施設ごとに多岐にわたっていることがわかります。

このような現状から、蕨市の生涯学習・生涯スポーツの推進には、市民の多岐にわたる学習のニーズに応えたり、地域課題等についての学習機会を設けたりすることはもとより、学習活動に参加を促す方法や、学習成果を生かす仕組み、そしてそれらを支える体制の整備等を通じて、学習者を総合的に支援することが必要であるといえます。